

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合における設備及び職員の基準の特例を定めるとともに、その他規定の整備をするため。

2 改正の概要

- (1) 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第20条第2項に規定する一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、同令第21条及び第22条の規定を適用しないこととする規定を追加する。

改正前	改正後
(条文を追加)	(設備及び職員の基準の特例) 第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(抜粋) 八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。（以下略）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。（以下略）

- (2) その他字句の整理等所要の改正。

3 施行期日

令和8年4月1日